諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和7年6月19日(令和7年(行情)諮問第697号)

答申日:令和7年10月22日(令和7年度(行情)答申第471号)

事件名:記者クラブ勉強会資料等に該当する文書のうち特定期間に作成された

ものの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる6文書(以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月10日付け防官文第52 47号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである(なお、添付資料の内容は省略する。)。

(1) 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度(行情)答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

(2)変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙1(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙2(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に

も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術 的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反す るので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開 示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。
- (6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(7) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについても、特定を求めるものである。

(8) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念 のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年3月10日付け防官文第5247号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと おりであり、本件対象文書のうち、法第5条第3号に該当する部分を不開 示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文 書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文 書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたもので あり、その他の部分については開示している。
- (2)審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3)審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第17 55号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏 まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該 当しない。
- (4)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和7年6月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月17日 審議

④ 同年10月16日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示と する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の追加特定及び不開示部分の 開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としているこ とから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の 妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「記者クラブ勉強会資料等」に該当する文書の開

示を求めるものであるところ、本件開示請求に係る開示請求書には、「2024.6.25—本本B526以降で作成されたもの」との記載があることから、記者クラブ勉強会資料等のうち、請求受付番号が「2024.6.25—本本B526」の別件開示請求の受付日の翌日である令和6年6月26日から本件開示請求受付日である令和7年1月7日までに作成された文書の開示を求めていると解した。

当該期間において資料が作成された記者クラブ勉強会は、令和6年8月2日、10月16日及び12月11日に開催された3回であり、その他には開催されていないため、当該勉強会において使用した資料等である本件対象文書を特定した。

- イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認でき なかった。
- (2) これを検討するに、上記(1) アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1) イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1) の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、不開示とされた部分がある文書6は、防衛省内で 作成した想定問答であるところ、不開示部分には、自衛隊の装備品である 各級船舶の輸送能力に関する詳細な情報が記載されていると認められる。

文書6について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、 文書6は、配布を前提としないものであって、勉強会においても配布して おらず、上記不開示部分は、想定問答に基づく問答があったとしても回答 しない部分であるとの説明があり、当該文書の記載によれば、その説明は 首肯できる。

そうすると、上記不開示部分は公にされておらず、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定 し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、 防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文 書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは 妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、 不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書のうち2024.6.25 -本本B526以降で作成されたもの全て。

2 本件対象文書

- 文書1 我が国の防衛政策について 2024年12月 防衛省
- 文書 2 (別冊) 参考資料
- 文書3 記者勉強会説明 令和6年10月16日(水) 統合幕僚監部首席後 方補給官
- 文書4 統幕指揮通信システム部の業務概要 6.8.2 統合幕僚監部指揮 通信システム部
- 文書 5 記者勉強会資料 自衛隊海上輸送群(仮称)の新編について
- 文書6 海上輸送部隊に関する記者勉強会想定問答 6.10.16 防衛部

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 6	5枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報
		であり、これを公にすることに
		より、自衛隊の装備品の質的能
		力が推察され、自衛隊の任務の
		効果的な遂行に支障を及ぼし、
		ひいては我が国の安全を害する
		おそれがあることから、法5条
		3号に該当するため不開示とし
		た。